

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 7（情）第 7 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書において、後記第 5 の 1 の本件対象文書の不開示部分を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和 7 年 6 月 3 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- 許可番号：指令〇〇第〇〇号
- 許可日：令和〇年〇月〇日
- 検査済番号：〇〇第〇〇号
- 申請者：〇〇
- 住所：〇〇市〇〇町〇〇の一部
- 上記許可番号に関する全ての書類

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく許可申請書（以下「許可申請書」という。）に関する全ての書類を本件請求の対象となる文書（以下「本件請求文書」という。）として特定し、条例第 10 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号に該当する情報を不開示として、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 7 年 7 月 3 日付けで審査請求人に通知した（対象となる行政文書並びに不開示しない部分及びその理由は、別表のとおり）。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和 7 年 8 月 6 日付けで、本件処分を不服として、行政不

服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県知事に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の「処分を取消し、同意書（排水）、同意書（道路工事施行承認申請書）について、全部開示」を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 同意者の〇〇町町内会長は審査請求人と町内の同じ班に居住しており、同学年でもある為、問題は無いと思います。

イ 同意者の水利権者は、審査請求人本人（〇〇・〇〇）である為、問題は無いと思います。

(2) 反論書

広島県情報公開条例第二章第10条「行政文書の開示義務」二項ロ「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とあるが、事前説明もなく盛土工事終了後に〇〇営業の報告があった。

しいては、市外から絶対数（人口）の少ない〇〇市への進出でもある。ましてや、工事主は「我々が営業することにより路線価は下がる。」と明言し、純粋な企業活動とは考え難い。明らかに人の財産等を侵害しようとする事実がある。

(3) 意見書

ア 本件、「水利権者の同意書は誰が書くべき物か」、真実を追求し、県民が不当な手段、手続きにより不利益を被ることが無いよう「厳正中立な調査」をお願い致します。

イ 「境界確定協議書」は確定しておらず、必然的に「道路工事施行承認申請

書」も無効であると思われます。これらを有効にさせる為には、客観的証拠（裏付け）となる隣接者全員が署名、捺印した「境界（筆界）確認書」の存在、確認が絶対不可欠であると考えます。行政は、決して業者よりの判断にならない「厳正中立」な調査をして頂くよう、重ねてお願い致します。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の内容

本県は、令和7年6月3日付けの開示請求に対して、盛土規制法に基づく許可申請書に関する全ての書類（許可申請から工事の検査済証までの書類）を対象文書として特定し、本件処分を行った。

2 本件処分の理由

同意書（排水）及び同意書（道路工事施行承認申請書）の住所、氏名及び印影については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第10条第2号に該当するため不開示情報と判断した。

なお、情報公開制度において不開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、行政文書が県民一般に公開されることを前提としており、開示請求者が誰であるかは考慮されていないため、開示請求者が認知している情報や開示請求者本人の情報であっても、不開示情報に該当すれば開示することはできない。

3 結語

以上により、同意書（排水）及び同意書（道路工事施行承認申請書）の住所、氏名及び印影を不開示とすることは妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、許可番号指令〇〇第〇〇号に関する全ての行政文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対し、令和〇年〇月〇日付け指令〇〇第〇〇号で許可した許可申請書に関する全ての書類（許可申請から工事の検査済証までの書類）を本件請求文書として特定し、条例第10条第2号、第3号及び第6号に該当する部分を不開示として本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、別表のうち次の行政文書の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていることから、以下、その妥当性について検討する。

- (1) 同意書（排水）（〇〇町町内会長）（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 同意書（排水）（水利）（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 同意書（道路工事施行承認申請書）（〇〇町町内会長）（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 同意書（道路工事施行承認申請書）（水利）（以下「本件対象文書4」といい、本件対象文書1から本件対象文書4までを総称して「本件対象文書」という。）

2 本件処分の妥当性について

- (1) 条例第10条第2号について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に

係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

(2) 条例第10条第2号本文該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書1及び本件対象文書2は、申請者である〇〇が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けて工事すること及び事業区域内の雨水を既設水路に排水することに係る同意を示すものであり、本件対象文書3及び本件対象文書4は、申請地先の道路工事施行承認の申請に当たり、当該〇〇がその申請及び工事をするにに係る同意を示すものであった。

本件対象文書の同意書の署名人の住所、氏名及び印影は、いずれも、特定の個人を識別することができるものとして、条例第10条第2号本文に規定する個人情報に該当すると認められる。

なお、審査請求人は、同意者の〇〇町町内会長は審査請求人と町内の同じ班に居住しており、同学年でもあるため開示に問題はない、また、同意者の水利権者は、審査請求人本人であるため開示に問題はない旨主張している。

この点について、「広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定）」によると、「情報公開制度においては、（中略）不開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、開示請求の対象である行政文書が県民一般に公開されることを前提としており、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、本号の解釈に当たっても、特定の個人が識別され得る情報であれば、たとえ本人から、当該本人の個人情報を記録した行政文書に対する開示請求があっても、本号ただし書イからハまでの例外事項又は第12条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当しない限り、本号本文により不開示となるものである。」とされていることから、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 条例第10条第2号イ該当性について

条例第10条第2号イの規定により、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する場合は、不開示情報から除くこととされている。

当審査会において本件対象文書 1 及び本件対象文書 3 を見分したところ、署名人に関する情報のうち、「〇〇町町内会長」と記載されている部分は、開示されていた。

なお、地方自治体によっては、自治会や町内会の役員の役職名及び氏名を慣行として公表している場合もあることから、当審査会から実施機関に対し、〇〇町町内会長の役職名及び氏名の公表について確認したところ、実施機関は〇〇市〇〇課に問合せを行い、町内会役員の役職名や氏名は一般に公開していないことを確認したため、条例第10条第2号イに該当しない旨説明する。

これらのことから、本件対象文書の〇〇町町内会長の住所、氏名及び印影については、条例第10条第2号イに該当するとは認められない。

(4) 条例第10条第2号ロ該当性について

審査請求人は、本件請求の条例第10条第2号ロへの該当性について言及し、本件対象文書の開示を求めている。

条例第10条第2号ロについて、そもそも行政文書開示請求の制度は、何人に対しても等しく開示をするものであるから、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」か否かは、一般的、客観的観点から判断すべきものである。

また、何人に対しても等しく開示をする制度であることを踏まえ、開示することの利益と開示されないことの利益を比較衡量する必要があるところ、本件不開示部分が公にされることによる利益が、本件不開示部分を公にしないことにより保護される利益に優越すると認めるに足りる事情は認められない。

したがって、本件不開示部分が条例第10条第2号ロに該当するとは認められない。

(5) 小括

以上のことから、実施機関が、本件不開示部分について、条例第10条第2号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 本件処分のお知らせの別紙 開示しない部分及びその理由

行政文書	開示しない部分	開示しない理由	該当 条文
工事写真	工事作業員の顔	工事作業員の顔は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。	広島県 情報公開 条例 (以下 「条例 」とい う。)第 10条第 2号
メール本文	宛先(設計者)の メールアドレス	メールアドレスは個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。	条例第 10条第 2号
回答書(警察)	性別、生年月日、 住所、照会に係 る調査結果、そ の他事項、広島 県警察本部の担 当者、内線番号	性別、生年月日、住所、広島県警察本部の担当者は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。 照会に係る調査結果、その他事項は個人情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 広島県警察本部の内線番号は行政執行情報であり、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	条例第 10条第 2号、 第6号

行政文書	開示しない部分	開示しない理由	該当 条文
照会書（警察）	性別、生年月日、住所	性別、生年月日、住所は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第2号
暴力団等に該当しない旨の誓約書	性別、生年月日、住所	性別、生年月日、住所は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第2号
住民票	住所、旧氏、生年月日、性別、住民となった年月日、住所を定めた年月日、住所を定めた届出年月日、前住所、備考、番号1以外	住所、旧氏、生年月日、性別、住民となった年月日、住所を定めた年月日、住所を定めた届出年月日、前住所、備考、番号1以外は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第2号
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	法人役員住所	法人役員住所は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第2号
委任状	法人の印影	法人の印影は事業活動情報であり、公にすることにより、法人の権利を害するおそれがあるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第3号

行政文書	開示しない部分	開示しない理由	該当 条文
納税証明書	納付すべき税額、納付済額、未納税額、法定納期限等	納付すべき税額、納付済額、未納税額、法定納期限等は事業活動情報であり、公にすることにより、法人の名誉、社会的信用、社会的評価に支障があるおそれがあるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第3号
貸借対照表	金額	貸借対照表の金額は事業活動情報であり、公にすることにより、法人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第3号
資金計画書	金額	資金計画書の金額は事業活動情報であり、公にすることにより、法人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第3号
残高証明書	取引先、取引先の電話番号、取引先の印影、取引の種類、口座番号、金額、内未決済他店券、摘要	取引先、取引先の電話番号、取引先の印影、取引の種類、口座番号、金額、内未決済他店券、摘要は事業活動情報であり、公にすることにより、法人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第3号

行政文書	開示しない部分	開示しない理由	該当 条文
会社経歴書	携帯電話の連絡先、今期の売上予定額	携帯電話の連絡先は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため。 今期の売上予定額は事業活動情報であり、公にすることにより、法人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第2号、第3号
同族会社等の判定に関する明細書	同族会社の判定2～10、特定同族会社の判定、判定結果、判定基準となる株主等の株式数等の明細	同族会社の判定2～10、特定同族会社の判定、判定結果、判定基準となる株主等の株式数等の明細は事業活動情報であり、公にすることにより、法人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第3号
損益計算書	金額	損益計算書の金額は事業活動情報であり、公にすることにより、法人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第3号
株式資本等変動計算書	金額	株式資本等変動計算書の金額は事業活動情報であり、公にすることにより、法人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第3号
個別注記表	1株当たり純資産額、当期純損失	1株当たり純資産額、当期純損失は事業活動情報であり、公にすることにより、法人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるため、不開示情報と判断した。	条例第10条第3号

行政文書	開示しない部分	開示しない理由	該当 条文
工事経歴書	注文者、元請又は下請の別、JVの別、工事名、工事現場のある都道府県及び市区町村名、配置技術者、請負額、工期	注文者、元請又は下請の別、JVの別、工事名、工事現場のある都道府県及び市区町村名、配置技術者、請負額、工期は事業活動情報であり、公にすることにより、法人の事業運営に不利益を与えるおそれ、及び社会的信用、社会的評価に支障があるおそれがあるため、不開示情報と判断した。	条例第 10条第 3号
住民への周知措置を講じたことを証する書面 (現況地番図)	申請隣地の地目、所有者	申請隣地の地目、所有者は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。なお、許可申請において申請隣地の土地登記簿謄本の添付を義務付けておらず、図面に記載されている申請隣地の地目、所有者が正しいのか不明であることから、公にされている情報と整合していない可能性があるため、条例第10条第2号ただし書イには該当しないと判断した。	条例第 10条第 2号
同意書（所有者）	住所、印影	住所、印影は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。	条例第 10条第 2号
印鑑登録証明書	登録印影、旧氏、生年月日、住所、備考	登録印影、旧氏、生年月日、住所、備考は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。	条例第 10条第 2号

行政文書	開示しない部分	開示しない理由	該当 条文
同意書（排水）	住所、氏名、印影	住所、氏名、印影は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。	条例第 10条第 2号
農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書	譲受人等の連絡先、譲渡人等の連絡先、耕作者の住所	譲受人等の連絡先、譲渡人等の連絡先、耕作者の住所は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。	条例第 10条第 2号
誓約書（道路工事施行承認申請書）	法人の印影	法人の印影は事業活動情報であり、公にすることにより、法人の権利を害するおそれがあるため、不開示情報と判断した。	条例第 10条第 3号
同意書（道路工事施行承認申請書）	住所、氏名、印影	住所、氏名、印影は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。	条例第 10条第 2号
境界確定協議書	民有地所有者の住所、印影	民有地所有者の住所、印影は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。	条例第 10条第 2号
同意書（境界）	住所、氏名、印影	住所、氏名、印影は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。	条例第 10条第 2号

行政文書	開示しない部分	開示しない理由	該当 条文
図面番号 4 (現況地番 図)	申 請 隣 地 の 地 目、所有者	申請隣地の地目、所有者は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。なお、許可申請において申請隣地の土地登記簿謄本の添付を義務付けておらず、図面に記載されている申請隣地の地目、所有者が正しいのか不明であることから、公にされている情報と整合していない可能性があるため、条例第 10 条第 2 号ただし書イには該当しないと判断した。	条例第 10 条第 2 号

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年9月11日	・ 諮問を受けた。
令和8年7月31日 (令和8年度第4回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年8月28日 (令和8年度第5回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

片 上 孝 洋	広島修道大学教授
金 谷 信 子	広島市立大学教授
下 宮 憲 二 (部 会 長)	弁護士